

(平成25年12月24日 記者会見)

## 提訴に当たっての所感

弁護団長 井戸謙一

- 1 本日、滋賀県及びその周辺に居住する57名の原告らは、大津地裁に対し、関西電力株式会社を相手取り、若狭湾沿岸に林立する美浜1～3号機、大飯1～4号機、高浜1～4号機、以上の11機の原子炉について、運転禁止を求める訴訟を提起しました。この訴訟を遂行する弁護団は、滋賀弁護士会、京都弁護士会、大阪弁護士会に所属する弁護士19名で構成されています。
- 2 福島第一原発事故は、地球規模で環境を汚染し、膨大な数の人たちの生命、身体、健康を危険にさらし、故郷を奪い、安らかな生活を奪い、未来の希望を奪いました。避難した人たちは、経済的、精神的に疲弊しており、汚染地に止まっている人たちは、低線量被曝の危険にさらされていて、多くの人たちが未来のみえない苦しみの中で呻吟しています。政府、東電は、今なお事故を収束させることができず、今現在も、大気中に、海洋に、放射性物質の流出が続いています。この被害がどこまで広がるのか、全く予測できません。しかし、私たちは、それでも幸運だったと言うことを忘れてはなりません。平成23年3月25日、管首相の求めに応じて原子力委員会委員長近藤駿介氏が作成したいわゆる「最悪のシナリオ」によれば、最悪の場合、福島第一原発から170kmの範囲の人たちを強制的に避難させ、250kmの範囲の人たちについては希望者を避難させなければならない事態が想定されていたのです。首都圏が壊滅する戦慄すべき事態です。

2度と原発の過酷事故を起こさせてはなりません。今度過酷事故が起こったとき、再び幸運の女神が微笑んでくれる保証はないのです。

福島第一原発事故を起こしてしまった我が国は、今までの原発政策を根本的に見直し、原発からの撤退に向け舵を切るべきでした。しかし、政府や電力会社、原発メーカーは、真摯な反省もしないまま、いつの間にか、原発を海外に輸出することに懸命になり、国内でも再稼働にひた走ろうとしています。被告関西電力株式会社も例外ではありません。まるで、福島第一原発事故などなかったようです。
- 3 今回の原告のうち大部分の人たちは、平成23年8月に関西電力を相手取

り、大津地裁に申し立てた原発再稼働禁止仮処分申請事件の申立人でもあります。早期の決定を求めて仮処分を申し立てましたが、2年4か月が経過した現在においても、裁判所の引き延ばしにより、いつ決定が出るか見通しがない状態にあります。そして、その間に事態は進行し、関西電力は、原子力規制委員会に対し、大飯3、4号機、高浜3、4号機について、新規制基準への適合性審査を申し立てました。当初は、仮処分事件が一定の決着を見てから本訴を起こす予定でしたが、原発の再稼働に向けて着々と事態が進行していることに危機感を強め、仮処分の決定を待つことなく、本訴を提起することにしたものです。

- 4 福島第一原発事故の後、全国で、原発の運転差止めを求める訴訟が多数提起されました。大飯原発だけに限っても、大津地裁に対する上記仮処分申立て以外にも、京都地裁、福井地裁で差止め裁判が係属中であり、大阪高裁では仮処分裁判が、大阪地裁では国を相手取って運転停止処分の義務づけを求める行政訴訟が係属中です。今回の提訴はそれらに続くものです。原発の過酷事故の被害が如何に広範囲に及ぶものであるかは、福島第一原発事故が如実に示しました。この事故の被害は、北東北から関東、新潟、東海にまで及んでいます。原発事故によって被害を受ける恐れのある人たちは、自分の住む地域の裁判所に、その原発の差止めを求める訴えを起こすことができます。もっともっと原発差止めを求める裁判が起こって当然だろうと考えています。
- 5 本件訴訟は、新規制基準が成立してからは、最初の提訴になります。この訴訟の係属中に、原子力規制委員会が、本件訴訟の対象である一部の原子炉について適合性判断を出す可能性があります。したがって、この訴訟では、若狭湾沿岸の原発の固有の危険性に加えて、新規制基準の合理性が大きな争点になることが予想されます。
- 6 若狭湾の原発の固有の危険性として、私たちは、主として、次の点を主張する予定です。
  - (1) 若狭湾沿岸地域は、狭い範囲にもんじゅを含めて14機もの原発が集中しており、自然災害で過酷事故が起これば、各原発が軒並み危機的状況に陥ることが予想され、4機が過酷事故を起こした福島第一原発事故を上回る規模の災害が危惧されること
  - (2) 若狭湾沿岸地域は、活断層の巣とっていいほど多くの活断層があり、しかも、一つ一つの活断層の規模が大きく、マグニチュード7～8の直下型地震が想定される上、最近、地震の空白地帯になっており、近い将来、

これらの活断層が動く危険性が高いこと

- (3) 若狭湾沿岸地域の原発の多くは、運転開始後40年を超え、あるいは40年に近く、老朽化していること
- (4) 日本海側にはプレート境界がないことから、若狭湾沿岸地域の原発については津波想定が甘く、津波対策が不十分であること
- (5) 若狭湾沿岸は、リアス式海岸で、山が海岸線近くまで迫っており、僅かな平地部分に原発が立地しているため、周囲は海岸に面している部分以外は山であり、地震や集中豪雨によって、深層崩壊に代表される土砂災害に襲われる可能性が高いこと、また、事故が起こったときに、救援も避難も極めて困難になることが予想されること、

7 新規規制基準の問題点として、私たちは、主として、次の点を主張する予定です。

- (1) 安全規制において最も大切な立地についての規制がなくなってしまったこと
- (2) 事故時の安全評価については、従来の安全評価指針をそのまま使うことになっており、都合のいい事故想定が全く改まっていないこと
- (3) 単一故障指針に合理性がないことが福島第一原発事故で明らかになったのに、設計についての規制基準において単一故障指針が用いられていること
- (4) 福島第一原発事故で外部電源の耐震性を強化する必要が指摘されたのに、全く強化されていないこと
- (5) 福島第一原発事故で、揺れによって配管破断が生じたことを窺わせる多くの証拠があるのに、耐震設計に対する規制が従前とほとんど変わっていないこと
- (6) 重大事故対策は、原子炉の設計はそのままにして、可搬設備を外付けするものにすぎず、有効性が疑問であること
- (7) フィルタベント設備等の設置を5年間猶予することは許されないこと
- (8) そもそも、福島第一原発事故の原因すら分かっていないのに、有効な規制基準が策定できるはずがないこと

8 全国で多数の原発差止め訴訟が提起されていますが、3箇所の発電所、11機もの原子炉の運転差止めを求める訴訟は前例がありません。困難も予想されますが、原告の皆さんは、滋賀県及びその周辺に居住する人たちの生命、身体、健康、豊かな環境、とりわけ近畿地方1400万人の水がめである琵琶湖を守りたいという強い思いから提訴を決断しました。司法を動かすため

には、法廷内の活動だけではなく、脱原発を求める広汎な世論の支持が必要不可欠です。今後、是非強力なご支援をお願い致します。

以上